

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案要綱

第一 趣旨

この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国（第二の5及び第五の二において「イラン」という。）を原産地とする原油（以下「イラン産原油」という。）を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償保障法（以下「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。

（第一条関係）

第二 定義

この法律において、次の1から11までに掲げる用語の意義は、それぞれ1から11までに定めるところによるものとする。

1 タンカー 油賠法第二条第四号に規定するタンカーをいう。

2 特定タンカー イラン産原油を含む原油の我が国への輸送の用に供するタンカー（我が国においてのみ原油の取卸しをするものに限る。）をいう。

3 タンカー所有者 油賠法第二条第五号に規定するタンカー所有者をいう。

4 特定タンカー所有者 特定タンカーのタンカー所有者（特定タンカーの船舶賃借人その他の国土交通省令で定める者であつて、特定タンカーのタンカー所有者と共同で特定損害保険契約の被保険者となつているものを含む。）をいう。

5 特定運航 特定タンカーがイラン産原油を積み込むためにイランに向けて運航を開始する時から当該特定タンカーに積み込んだイラン産原油を含む原油の取卸しを完了する時までの間における特定タンカーの運航をいう。

6 タンカー油濁損害 油賠法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害をいう。

7 特定損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 特定運航に伴つて生ずるタンカー油濁損害（特定費用に該当するものを除く。）

ロ 特定運航に伴つて生ずる損害又は費用であつて、イに掲げるもの以外のもの（特定費用に該当する

ものを除く。)

8 特定費用 特定運航に伴って生ずる費用で特定タンカー所有者が負担しなければならないものをいう。

9 特定損害等 特定損害及び特定費用をいう。

10 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害（11及び第五の二において「特定タンカー所有者損害」という。）を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。

ロ 二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第十四条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

11 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者（第三の一において「特定保険者」という。

）がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定

タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等（当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。）についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。

イ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の種類が、当該特定損害保険契約において填補することができることとされている特定タンカー所有者損害に係る特定損害等の種類と同一のものであること。

ロ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額（以下「担保上限金額」という。）を超えないものであること。

ハ 二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第十四条の規定に適合するものであること。

ニ 手数料その他これに類する名目で特定タンカー所有者が特定保険者に支払う金銭の額が、当該契約

の締結及び履行のために要する費用の額に相当する金額を超えないものであること。(第二条関係)

第三 特定保険者交付金交付契約

一 政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定タンカーごとに、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定保険者に対し当該特定保険者が支払う金銭(二及び五において「交付対象金銭」という。)の額に相当する金額の交付金(二及び五において「特定保険者交付金」という。)を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約(以下「特定保険者交付金交付契約」という。)を締結することができるものとする事。 (第三条第一項関係)

二 政府が特定保険者交付金交付契約により同一の事故から生じた特定損害のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第七条又は油賠法第六条の規定による責任制限の対象となるものに係る交付対象金銭についての特定保険者交付金を交付する場合において、当該交付対象金銭の額がこれらの法律に規定する責任の限度額を超えるときは、当該責任の限度額から特定損害保険契約により填補される金額に相当する金額を控除した金額を当該交付対象金銭の額として、一の規定を適用するものとする事。

(第三条第二項関係)

三 特定保険者交付金交付契約の期間は、その締結の時からその時の属する会計年度の末日までとする
と。
(第四条関係)

四 納付金の金額は、一年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政
令で定める金額とすること。
(第五条関係)

五 政府が特定保険者交付金交付契約により交付する特定保険者交付金の金額は、当該特定保険者交付金
交付契約の期間内における特定運航に伴って生ずる特定損害等に係る交付対象金銭について担保上限金
額を限度とすること。
(第六条関係)

六 政府は、一会計年度内に締結する特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額が会計年度
ごとに国会の議決を経た金額を越えない範囲内で、特定保険者交付金交付契約を締結するものとするこ
と。
(第七条関係)

七 その他特定保険者交付金交付契約に係る所要の規定を設けること。

(第八条から第十三条まで及び第十五条関係)

第四 船主相互保険組合法の特例

船主相互保険組合法第二条第三項に規定する船主責任相互保険組合は、同法第四条第五項の規定にかかわらず、特定賠償義務履行担保契約に関する業務に係る事業を行うことができるものとする。

(第十四条関係)

第五 附則

一 この法律は、公布の日から施行し、欧州連合により講じられるイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により当該再保険の引受けが行われなくなると認められる日として内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が告示する日以後に生ずる特定損害等について適用するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、特定タンカーについて、特定タンカー所有者損害を填補するための保険契約であつてその保険金額が第二の11口の政令で定める金額以上のものの締結が可能であると認められるに至ったとき等には、速やかに、廃止するものとする。

(附則第二条関係)

三 平成二十四年度において政府が特定保険者交付金交付契約を締結する場合には、その担保上限金額の合計額が一定額を超えない範囲内において、これをするものとする（第三の六の規定に基づく国会の議決がなされた場合を除く。）。

（附則第三条関係）

四 国土交通省設置法について所要の改正を行うこと。

（附則第四条関係）